

平成 30年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 30年 6月 8日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 30年 6月 8日 (金) 10時 00分
散 会	平成 30年 6月 8日 (金) 11時 06分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 (欠員) 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	15名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久己 副町長 中野 高文 教 育 長 入江 哲生 総務課長 大武 一幸 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 神本 浩美 税 務 課 長 藤本 英明 住民課長 亀田 美香 健 康 課 長 古川 秀志 環境防災課長 倉掛 俊一 建 設 課 長 堀内 明 都市計画課長 林 浩嗣 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 重信 利子 こども課長 一木 眞澄 教 育 課 長 橋本 照美 生涯学習課長 松尾 和彦
欠席者	なし
会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲村 浩之 中原 玲子

議 事 録

平成30年第2回定例会

[初 日]

平成30年6月8日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 開会前に町民憲章の朗読をお願いしたいと思います。 私のほうが「一つ」と言いますので、続けて御唱和をお願いします。よろしく願います。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。 ただいまから、平成30年第2回筑前町議会定例会を開会します。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、 13番 一木哲美議員及び14番 河内直子議員を指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日6月8日から6月15日までの8日間としたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から6月15日までの8日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は平成30年第2回定例会を招集しましたところ、全員御出席いただきましてありがとうございます。 まず、故栗野光雄議員の御逝去に心から哀悼のまことをささげさせていただきます。 さて、7月5日の大災害をもたらした九州北部豪雨から早1年になろうかとしております。私どもにとって、7月5日は忘れることのできない日となりました。改めて亡くなられた方々に謹んで御冥福をお祈りし、また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。 今、被災地では懸命の復旧・復興が進められております。筑前町でも多くの方々、団体が支援活動に尽力されており、心から敬意を表するところでございます。町も、昨年度に引き続き職員の派遣を行い、同じ朝倉圏域の自治体として住民の皆様とともに支援を続けてまいりたいと思います。

	本町でも災害に備え、防災訓練を実施いたします。6月16日土曜日に役場職員の災害対策本部運営訓練、7月1日日曜日には、山間・山麓部住民を対象に、今年の豪雨を想定した緊急避難訓練を実施します。多くの住民の方々に防災に対する認識を深めてもらうための災害避難訓練であります。 さて、筑前町では小中学校、保育所での春の運動会が定着いたしました。雨にも負けず元気に演技や競技をする子どもたちをたくましく思ったところでもあります。また、町面積の約3分の1を占める水田は、ほぼ麦の収穫を終え、田植えの準備が進んでおります。町面積6,710ヘクタールのうち、おおよそ1,193ヘクタールに稲が作付され、約11万人分の米を生産します。さらに、大豆の転作作付は664ヘクタールで、おおよそ食品ベースで14万人分の生産量です。 1年を通し、米麦、大豆、野菜等の食料を生産し、筑前町ならではの四季の田園風景が広がります。古代より災害をも乗り越え、営々と引き継がれた農のまち、食のまちである筑前町原風景であります。 この「とかいなか」とも呼んでおります筑前町の人口は、先月末で2万9,650人と、10年前から431人の増加であります。全国で多くの自治体が人口減少の対応に追われる中で、本町は、微増ではありますが増加傾向にあり、地の利、人の和などのまちの総合力を示す一つのバロメーターでもあろうかと思えます。今、グローバル化と少子高齢化が同時に進行する時代の変革期だからこそ、歴史に学び、地域の資源を生かし、新たな時代を創生しなければならないと思うところです。 それでは、本日提案します議案等13件の提案理由の説明を申し上げます。なお、今会期中に追加議案の提案、上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。 報告第1号、平成29年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましては、3月定例会において御承認いただきました、甘木線経営安定対策事務、担い手確保・経営強化支援事業、さくら橋外1橋補修工事の3件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 報告第2号、平成29年度筑前町一般会計予算の継続費繰越につきましては、3月定例会において御承認いただきました、筑前町営住宅東小田団地建てかえ工事の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 報告第3号、専決処分の報告につきましては、めくば一駐車場内で発生した事故について損害を賠償し、和解するに当たり、地方自治法の規定により専決処分し、報告するものです。 承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町ふるさと応援基金への積立金について、想定を上回るふるさと応援寄附金があることから、これを積み立てる予算が不足するので、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、筑前町税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成29年度の筑前町国民健康保険事業特別会計において歳入が歳出不足することにより、地方自治法施行令の規定に基づく繰り上げ充用を行う必要が生じたが、町議会を招集する時
--	---

	間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。 議案第21号、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更につきましては、那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該規約を変更するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。 議案第22号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、那珂川町が那珂川市になることに伴い、当該規約の一部を変更する必要があるため、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第23号、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更につきましては、那珂川町が那珂川市となることに伴い、当該規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。 議案第24号、筑前町営住宅東小田団地建替工事請負変更契約の締結につきましては、筑前町営住宅東小田団地建替工事を実施するに当たり、周辺道路等の整備の変更をする必要が生じたため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第25号、筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する法律の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第26号、平成30年度筑前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額1,767万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ121億7,287万1,000円とするものです。増額補正する主なものは、県営暗渠排水事業の事業費一部負担を行うための県営暗渠排水事業1,620万円などを追加するものです。 以上が本日提案します議案の提案理由です。慎重に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 報告第1号「平成29年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 議案書の2ページをお願いいたします。 報告第1号「平成29年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」 平成29年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告いたします。 本日付、町長名です。 3ページをお願いします。 この計算書につきましては、平成29年度補正予算（第8号）におきまして、繰越明許費を議決していただいていた事業について、繰越計算書のとおり平成30年度に繰り越しをしたものであります。 2款総務費、甘木線経営安定対策事務317万1,000円、5款農林水産業費、担

	い手確保経営基盤強化支援事業225万円、9款教育費、さくら橋外1橋補修工事費999万円でございます。 財源の内訳は、国県支出金225万円、地方債310万円、一般財源1,006万1,000円でございます。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑はないようです。 これで、報告第1号「平成29年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第2号「平成29年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の4ページをお願いいたします。 報告第2号「平成29年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」 平成29年度筑前町一般会計予算の継続費を逐次繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙継続費繰越計算書のとおりに報告します。 本日付、町長名です。 5ページをお願いいたします。 29年度、30年度の2カ年の継続費であります、7款土木費、筑前町営住宅東小田団地建てかえ工事につきまして、平成29年度予算計上額1億57万5,000円のうち出来高により252万2,528円を平成30年度へ逐次繰り越しをしたものであります。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	2点お尋ね申し上げたいと思います。 工事についてでございますけれども、進捗率について、まず1点、お尋ねしたいと思います。工事の進捗率ですね。当初の計画に対して、今現在の進捗率と、それからもう1点でございます。 たしか8月31日が落成ということでお聞きしておったかと思いますが、工事は落成に間に合うということで進んでいるかと思いますが、その点についてお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 進捗率でございますが、基礎工事、それと地下のピットの工事がほぼ終わったところでございまして、パーセントで言えば30%程度の進捗でございます。 工期につきましては、若干押しているような状況がございまして、今のところ8月の工期を考えておりましたが、約1カ月ぐらい延ばす方向で考えております。となりますと、10月に竣工しまして、引き渡しというふうに考えているところでございます。
議 長	一木議員

一木議員	現場、町営住宅の建設地を確認しますと、そのように感じる場所がありました。主な工事が遅れるという原因、要因というのはどのように考えてありますでしょうか、お尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	まず最初に解体を行いまして、その後の乗り込みにつきまして若干遅れたということがございます。それと基礎工事につきましても、なかなか下の盤が固いところもございまして、若干遅れたところがございます。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これで、報告第2号「平成29年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第3号「専決処分の報告について（めくば一駐車場内での事故）」を議題とします。 報告を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の6ページをお願いします。 報告第3号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 本日付、町長名でございます。 7ページをお願いします。 平成30年専決第4号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。 平成30年5月1日、町長名でございます。 事故名は、めくば一駐車場内での事故。 事故発生日、平成30年1月19日。 事故の相手方、町内居住者。 事故の概要、平成30年1月19日にめくば一駐車場内において駐車場からバックで出る際、車止め本体及びボルトにフロントバンパーが引っかかりフロントバンパーを破損したものの。 損害賠償金、7万7,000円。 以上、報告します。
議 長	報告を終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	普通、駐車場内の事故というのは、当事者の責任なんですが、町に賠償責任はあるんですか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 車止めのボルトの頭が若干出ていたと、浮き上がっていたということで、それが要因で車のバンパーに引っかかったということでございます。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これで、報告第3号「専決処分の報告について（めくば一駐車場内での事故）」の報告を終わります。

日程第7	
議 長	日程第7 承認第2号「専決処分を報告し承認を求めることについて（平成29年度筑前町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書8ページをお願いします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略いたします。 9ページをお願いします。 平成30年専決第1号、専決処分書。 平成29年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。 平成30年3月27日に専決処分したものであります。 別冊の平成29年度一般会計補正予算（第9号）をお願いします。 1ページです。 平成29年度筑前町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,638万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億4,429万1,000円とするものです。 事項別明細書で説明します。6ページをお願いします。 この補正予算につきましては、ふるさと応援寄附金をふるさと応援基金に積み立てを行っておりまして、ふるさと応援寄附金が想定を上回ったことにより、基金積み立ての予算を増額する必要が生じたことによるものです。 6ページの歳入、18款1項2目指定寄附金は、ふるさと応援寄附金を1,638万5,000円増額をするものです。 7ページの歳出は、2款1項15目ふるさと応援基金費について、歳入と同額の1,630万5,000円を増額をし、基金元金積立金とするものです。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度筑前町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。 本件は、承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度筑前町一般会計補正予算（第9号）」は承認することに決定しました。
日程第8	

議 長	日程第8 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部改正する条例）」を議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	議案書の10ページをお願いいたします。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の提案理由の通りでございます。 11ページをお願いいたします。 平成30年専決第2号、専決処分書でございます。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。 平成30年3月31日、町長名でございます。 改正の概要につきましては、町民税につきましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなくさまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に給与所得控除、公的年金等の控除制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うものでございます。 平成30年1月から給与所得の控除、それから公的年金の控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げることににより個人町民税の基礎控除が43万円に改正されております。 また、たばこ税につきましては、税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げを行い、加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様、課税方法の見直しを行い、5年間かけて段階的に移行するものでございます。 固定資産税につきましては、評価替えに伴い土地の負担調整を3年間延長するものでございます。また、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置が創設されております。 それでは、条文に従い主な改正点を説明いたします。 13ページをお願いいたします。 第24条第1項第2号につきましては、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を135万円に引き上げることに伴う改正でございます。現行の125万円を、所得控除の引き上げに伴いまして135万円に引き上げるという改正でございます。 第24条第2項につきましては、控除対象配偶者を同一世帯同一生計配偶者に定義を変えるということと、均等割の非課税の限度額を10万円引き上げるということでございます。これも平成33年の1月からの改正でございます。 それから、第34条の2につきましては、基礎控除の要件に所得合計が2,500万以下という所得要件を創設するものでございます。このことにより、所得合計が2,400万円から控除額が低減し、2,500万を超えますと基礎控除がなくなるというような状況でございます。 それから、飛びまして、23ページをお願いいたします。 第92条でございます。第92条につきましては、製造たばこの区分を、喫煙用の製造たばこ、それから、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこを新たに創設をしたものでございます。加熱式につきましては、喫煙用のかみたばこの部類に入ってきます。 24ページ、第93条の2につきましては、加熱式たばこの新設に伴う規定の創設

	でございます。加熱式たばこの喫煙用具にあつては、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物質、またはその他の混合物を充填したものを製造たばことみなし、規定を適用する改正でございます。 第94条につきましては、加熱式たばこの重量、価格を紙巻たばこの1本に換算し、課税標準を改正するものでございます。これにつきましては、5年かけて段階的に移行していくというふうになっております。 27ページでございます。 第95条でございます。たばこの税率を段階的に引き上げるものでございます。1,000本で5,692円でございます。これが3年間で段階的に上がってくるというようなことでございます。 それから29ページでございます。 附則第5条につきましては、町民税の所得割非課税限度額を10万円引き上げるというものでございます。これも先ほどありましたように所得控除の引き下げに伴うものでございます。 それから34ページでございます。 固定資産税関係ですが、附則の10条の3、12項でございます。バリアフリー等による改修芸術公園施設に対する減税の規定に伴いまして、この適用を受けようとするべき者がする申告の内容を書いたものでございます。 その他の条文につきましては改正に伴う条項のずれ等によるものでございますので、説明は省かせていただきます。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	2点お尋ねします。 1点目は、住民税の基礎控除が33万から10万上がって43万になるということでしたが、所得税は今、基礎控除が38万ですが、それはどうなるのでしょうか。それが1点目。 それと議案書の27ページです。たばこ税についてお尋ねします。1箱当たりどのくらいの値上げになるのか、町にはどのくらいたばこ税として還元されるか、見込みを教えてください。
議 長	税務課長
税務課長	お答えします。 住民税の基礎控除は、当然、所得税も同じように上がります。平成33年からですね。所得を下げた分、控除を上げないと、いわゆるそれまで非課税だった人たちが課税になるというふうなことです。そういうことがあります。 それと、たばこ税の関係です。今のところ3年間で国・地方を合わせて1本につき3円上がるということです。そして、そのことが、実際にたばこ税が幾らかというのはちょっと計算をしていませんので、ちょっとわかりません。申しわけございません。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例）」を採決します。 本件は、承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例）」は承認することに決定しました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の53ページをお開きください。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。 54ページが専決処分書になっております。 平成30年専決第3号、3月31日に専決処分したものでございます。 55ページをお願いいたします。 このページから58ページまでが新旧対照表となっております。 これにつきましては、平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため保険料・保険税を賦課徴収することとなりました。 この制度改正に伴い、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行することとなりましたため、本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、平成30年3月31日付で専決処分をしたものでございます。 改正内容は大きく4点でございます。 一つ目、第3条第1項に、県に納めることとなりました国民健康保険事業費納付金について新たに規定しております。 二つ目、第3条第2項に、医療保険分の課税限度額54万円から4万円増額の58万円に引き上げるものでございます。 三つ目、第22条第1項第2号に、5割軽減の対象となります所得基準額を規定しておりますけれども、被保険者1人につき加算する額を27万円から5,000円増額の27万5,000円に引き上げるものです。 最後に四つ目ですけれども、同じく第22条第3号に2割軽減の対象となります所得基準額を規定しておりますけれども、被保険者1人につき加算する額を49万円から1万円増額の50万円に引き上げるものでございます。 最後に附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長	説明は終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	国民健康保険税の課税限度額が５４万から５８万円になりますが、対象世帯と、金額としてどのくらいになるのかお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	課税限度額の方だけでよろしいでしょうか。 ５４万円から４万円増額の５８万円に引き上げることにによりまして影響いたしますのは、１３世帯、約３２０万円程度増額になる予定でございます。 以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対の発言を許します。 河内議員
河内議員	承認第４号、専決第３号について反対の立場から討論します。 低所得者層に対しては多少の減額があり評価できますが、納付限度額の大幅な引き上げで納付限度額は国民健康保険税、介護給付金課税、後期高齢者支援金等課税で、合算すると年間９３万円もの保険税となり、町民の皆さんに大変な負担を強いることとなります。よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。 本件は、承認することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は承認することに決定しました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成３０年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書５９ページをお開きください。 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略をいたします。 ６０ページ、専決処分書です。 平成３０年専決第５号、５月３１日に専決処分したものでございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第１号）をお願いいたします。 １ページです。 平成３０年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

	第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,344万8,000円とする。 平成30年5月31日専決、町長名でございます。 平成29年度の国保特別会計におきまして1,950万ほどの赤字となりましたので、専決処分にて繰り上げ充用をさせていただいております。 事項別明細書で御説明いたします。 7ページをお願いいたします。 歳出でございますけれども、11款1項1目前年度繰上充用金、補正前の額ゼロ、補正額1,950万円、計1,950万円でございます。この額を前年度の平成29年度国保特別会計に繰り上げ充用をすることで、平成29年度国保特別会計の赤字を埋め合わせすることになります。 6ページ、歳入でございますけれども、12款4項13目歳入欠陥補填収入、補正前の額ゼロ、補正額1,950万、計1,950万でございます。歳入欠陥補填収入につきましては、歳入欠陥によります予算編成はできませんので、予算上の措置として計上しているものでございます。 平成29年度は、全員協議会でも御説明させていただきましたけれども、累積赤字が1,950万円の見込みとなりましたのが、医療費は昨年度から増額となりましたけれども、歳入では平成29年度から実施いたしました医療費助成に対する減額措置分と保健事業費分の一般会計からの繰入金が増額、歳出では平成30年度からの制度改革に伴います共同事業廃止に伴う減額によりまして、昨年度に引き続き単年度収支黒字となりました。平成30年度の制度改革前に累積赤字解消とはなりませんでしたが、累積赤字は平成28年度決算から約8,300万ほどの縮減となりました。 平成30年度の国保財政運営につきましては、制度改革初年度で1年間経過してみないとどうなるかわからないというのが現状でございますが、今後、円滑な国保財政運営をしていくために、累積赤字の解消と平成30年度当初予算での赤字補填及び納付金負担緩和措置分と併せまして、今年度の国保税改正を含めました検討をしていきたいというふうに考えております。 今後とも国保に対します御指導等、よろしくお願いいたします。 以上で、専決処分いたしました国保特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑はないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は承認することに決定しました。
日程第11～	

日程第 1 6	
議 長	会議規則第 3 5 条の規定により、日程第 1 1 から日程第 1 6 までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第 1 1 議案第 2 1 号から日程第 1 6 議案第 2 6 号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第 2 1 号。 総務課長
総務課長	議案書の 6 1 ページをお願いします。 議案第 2 1 号「福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について」 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年 9 月 3 0 日限り、福岡県自治会館管理組合から那珂川町を脱退させるとともに、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から福岡県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更する。 本日提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長より冒頭に説明がありましたので省略させていただきます。 6 2 ページをお願いします。 福岡県自治会館管理組合規約の一部を変更する規約。 福岡県自治会館管理組合規約の一部を次のように変更する。 第 5 条中「1 0 人」を「9 人」に改める。 別表第 1 中「筑紫郡」を削る。 附則、この契約は平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。 別冊の新旧対照表をお願いいたします。1 ページでございます。 1 ページに現行と改正案を記載しております。それぞれ下線部が変更箇所となりますので、御確認をお願いいたします。 以上、提案します。
健康課長	議案書 6 3 ページをお願いいたします。 議案第 2 2 号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」 地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙の通り変更することについて、関係市町村と協議する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明の通りでございますので、省略をさせていただきます。 6 4 ページをお願いいたします。 新旧対照表は先ほどの別冊の 2 ページでございます。 先ほどの説明と同じでございますけれども、本町が加入しています福岡県後期高齢者医療広域連合の構成市町村の一つでございます那珂川町が、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から那珂川市となることに伴いまして、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の市町村名の変更が必要となり、議決を求めるものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	環境防災課長

環境防災課長	議案書の６５ページをお願いします。 議案第２３号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について」 地方自治法第２８６条第１項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を別紙のとおり変更する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては町長から説明がありましたので、省略をいたします。 ６６ページをお願いします。 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更する規約。 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を次のように変更する。 第１条中「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改める。 第４条第１項中「１０人」を「９人」に改める。 附則、この契約は平成３０年１０月１日から施行する。 お手元に別表、新旧対照表を配付しております。３ページをお願いいたします。 ３ページの新旧対照表の下線部分が変更となる部分でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案書の６７ページをお願いいたします。 議案第２４号「筑前町営住宅東小田団地建替工事請負変更契約の締結について」 平成２６年第５９号議案をもって議決されました筑前町営住宅東小田団地建替工事請負契約の一部を別紙の通り変更することについて、議決を求めます。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は町長が説明しました通りでございますので、省略させていただきます。 ６８ページをお願いいたします。 工事請負契約の変更内容です。 工事名、筑前町営住宅東小田団地建替工事。 契約の方法、変更前、指名競争入札契約。変更後、随意契約。 概要、別紙の通りでございますが、団地建てかえ区域の外周道路拡幅工事は当初契約に含まれていますが、団地外の周辺道路の安全対策等により範囲を広げて整備するため追加が生じたものでございます。 別表を御覧願います。 工事概要。道路舗装工、変更前９１０平米を変更後１、５２５平米へ。 自由勾配側溝設置工、１４９メートルを２５２メートルへ。 落蓋式側溝設置工、ゼロメートルを９６メートルとなります。 請負契約額、変更前２億５、８５５万２、０００円、変更後２億６、６２５万７、８００円。 工事請負人、福岡県朝倉郡筑前町篠隈１５８番地４４、株式会社ヒミコ建設、代表取締役、池田静夫。 以上でございます。
議 長	こども課長
こども課長	６９ページでございます。 議案第２５号「筑前町放課後児童健全育成事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 別紙、条例改正案を提出するものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長が説明の通りですので、省略させていただきます。 次ページ、７０ページをお願いいたします。

	この条例の改正内容につきまして、改正案と現行の対照表を示しております。この改正内容につきましては、放課後児童支援員の資格と確保のための改正となっております。 第10条第3項（4）では、学校教育法の規定により、放課後児童支援員の基礎資格を学校の教諭となる資格を有する者として規定しておりますけれども、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」ということに改正となるものです。 同じく第10条第3項（10）では、今回の改正で新しく加わったものです。実務経験を放課後児童支援員の資格として認めた改正となっております。 以上2点の国の省令改正に伴い町の条例を改正するものです。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	議案書71ページをお願いします。 議案第26号「平成30年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」平成30年度筑前町一般会計補正予算（第1号）を別冊の通り提出する。 本日付、町長名です。 別冊の平成30年度一般会計補正予算（第1号）をお願いします。1ページです。 平成30年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,767万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億7,287万1,000円とするものです。 事項別明細書で説明いたします。歳出のほうから説明します。 7ページをお願いします。 2款1項総務管理費の地方創生費につきましては、予算額の増減はありませんが、予算の組み替えを行うものです。 地方創生推進交付金事業実施計画におきまして、町がハウスの建設、イチゴ栽培を行う計画としておりましたが、その後の協議により、みなみの里が実施主体となり、ハウスの建設、イチゴの栽培を行うことで予算計上をしておりました。この計画変更に関する協議を内閣府と行った結果、当初の推進交付金計画書の通りとすることにより観光農園運営委託料を報酬、賃金、旅費、需用費へ組み替え、イチゴ観光農園施設整備補助金を工事請負費へ組み替えを行うものです。 そのほか、種苗費につきましては、原材料費が妥当であるということから需用費へ組み替えるものです。 2款5項統計調査費の国勢調査費につきましては、国勢調査の実務検討会が開催されることとなったことによる旅費などの予算であり、県からの予算計上依頼によるものです。 5款1項農業費の3目農業振興費33万4,000円は、多面的機能支払交付金について、実施団体からの精算金を県へ返還するものです。 5目農地費の1,620万円は、平成31年度以降の事業採択と見込まれておりました県営暗渠排水事業が本年度に採択をされることになり、事業費の一部負担を行う必要が生じたことによるものです。30年度事業費8,100万円のうち20%の1,620万円を町と地元により負担をするものです。 5款2項林業費の林業振興費13万4,000円は、荒廃森林再整備事業実施箇所の協定解除に伴う森林所有者からの違約金を県へ返還をするものです。 8ページです。

	8款1項消防費の非常備消防費100万円につきましては、操法訓練中における消防団員負傷に対する公務災害補償費です。 続きまして、歳入の説明をいたします。6ページをお願いします。 13款1項分担金、農林水産費分担金810万円は、県営暗渠排水事業の地元分担金です。事業費の10%負担となっております。 16款3項県委託金、総務費県委託金2,000円は、国勢調査準備経費事務交付金です。 16款2項基金繰入金は、一般財源の増額によります財政調整基金繰入金の減額12万5,000円と、県営暗渠排水事業の町負担分810万円を農業振興基金から繰り入れるものです。 21款5項雑入につきましては、消防団員公務災害補償費、多面的機能支払交付金精算金、荒廃森林整備事業返還金でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第17	
議 長	日程第17「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 資料を配付します。 (資料配付)
議 長	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に山本一洋議員を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した山本一洋議員を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました山本一洋議員が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
日程第18	

議 長	日程第 1 8 「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の補欠選挙」を行います。 甘木・朝倉・三井環境施設組合規約第 5 条第 3 項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選したいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。 資料を配付します。 (資料配付)
議 長	甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に山本一洋議員を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した山本一洋議員を当選人と定めることにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました山本一洋議員が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。
日程第 1 9	
議 長	日程第 1 9 請願第 1 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書について、お手元にお配りしました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告をします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 (1 1 : 0 6)